県による県営住宅の共益費の徴収制度に関するご案内

【自治会等向け】

令和８年１１月

岐阜県都市建築部住宅課

【はじめに】

県では、令和９年度から**希望する団地**について、県が入居者の皆様から、共益費のうち**共用部分の電気・ガス・水道等料金及び事務手数料**を徴収し、県【岐阜県住宅供給公社（以下、「公社」という）へ委託】から電力会社等に支払う制度を始めます。

本制度は、**団地単位での希望制**となります。また、制度の利用にあたっては、**自治会加入率 100%で 3/4 以上の同意の総会決議**又は**全入居世帯の 3/4 以上の同意のあった団地（自治会の無い団地や自治会加入率が 100%未満の団地）**で、自治会長等の団地の代表者から申請をいただきます。

つきましては、本制度の利用を希望する場合には、以下の説明をよくお読みになり、申請いただきますようお願いいたします。

１　制度の概要

制度の**利用を希望する団地の共用部分（階段・外灯・集会所など）の電気・ガス・水道料金**を県が入居者の皆様から徴収し、県（公社に委託）から電力会社等に直接、お支払いします。

なお、自治会費や草刈り・中低木の剪定にかかる経費などについては、引き続き、自治会等で集金していただきます。

【制度を利用した場合に、県が徴収する共益費の範囲】

県が徴収するもの	**自治会等**が集金するもの
○**共用部分の電気💡・ガス🔥・上下水道料金🚰**	○草刈り・中低木の剪定にかかる費用 ○排水管清掃費用 ○自治会（町内会）費など

＜県が徴収する共益費の計算方法（月額）＞

① 前年度12か月の共益費の支払い実績額÷②入居戸数÷12か月＋③事務手数料

① 申請年度の前年度１年間分の共益費の支払実績（領収書、通帳など）から求めます。
（令和９年度徴収開始の場合：令和７年４月から令和８年３月までの実績）

② 申請年度の 10 月 1 日時点の入居戸数とします。

③ 電気料金等の支払い業務経費などのため、**1 戸当たり月 100 円の手数料**がかかります（共益費として、あわせて徴収します）。

※共益費の 100 円未満の端数は切上げます。

※上記の共益費について、**過不足が生じた場合には、翌々年度の共益費で調整**します。

●留意事項

○共益費の金額は団地単位で計算し、原則団地内で一律です。ただし、現在エレベーターのある住棟と、無い住棟で共益費の額が大きく異なる場合、エレベーターの有無により共益費の金額が変わります。

○共益費については、収入等による減免はありません。

○県が共益費を徴収する場合で、支払わない方に対しては、県（公社）が督促・回収をします。ただし、県が共益費を徴収する前の期間について、共益費の未払い分の督促・回収は、県ではできません。

○制度の利用開始後は、原則、終了のお申し出がないかぎり、継続されます。なお、制度の利用中止を希望される場合は、申込と同様の手続きが必要です（申請書＋自治会加入率 100％で 3/4 以上の同意の総会決議又は全入居世帯の 3/4 以上の同意）。詳細な手続方法は公社にお問い合わせください。

２　申し込みから徴収までの流れ

１　自治会等の県徴収への移行に対する意思決定

団地毎の申請となります。

（１）　自治会がある団地で自治会加入率 100％の場合、①②のいずれか

① 3/4 以上の同意の総会決議

② 全世帯の 3/4 以上の同意（10/1 現在の全入居世帯数のうち）

（２）自治会の無い団地や自治会加入率が 100％未満の団地の場合

・全世帯の 3/4 以上の同意（10/1 現在の全入居世帯数のうち）

↓

２　公社に対して申請書を提出（７月～10月）※令和８年度のみ12/28まで

申請書に総会の議決書の写しや過去１年分の光熱水費の支払額が確認できる書類（各光熱費の請求書、通帳の引き落としのコピーなど）を添付してください。

↓

３　公社で内容を審査後、決定通知書等を送付（12 月～）

自治会等の代表者様に共益費徴収決定通知書または共益費徴収不決定通知書を送付します。（申請年度のみ）

↓

４　県から共益費の徴収額通知書を通知（２月～３月）

各入居者の皆様に、次年度の共益費の金額を通知します。（以降、毎年度、通知します。）

↓

５　県による共益費徴収開始（４月～）

申請した年度の翌年度の４月から県による徴収を開始します。

●留意事項

○電力会社等の名義を自治会等から公社に変更させていただきます。

○申請書の提出期限は、毎年度、７月から 10 月末（令和８年度のみ 12/28）までです。

※徴収については、家賃などと同じ仕組みで毎月集金します。

→県が家賃と一緒に集金します。滞納者へは、県が督促します。

３　申込の方法

【（１）共益費徴収希望申請書（第１号様式）】

団地から公社に徴収を申し込みます。**申請者は**自治会長等の**団地の代表者**です。自治会等がない団地は、共益費を支払っている団体の代表者名で申請してください。

昇降機の有無など住棟毎に異なる共益費の設定を希望する場合はその旨を記載（任意箇所）してください。

【（２）共益費として徴収する費用の対象一覧】（第１号様式別紙１参考様式）

徴収対象の一覧に共同施設にかかる電気・ガス・水道の種類、使用場所、支払先及びお客様番号、**前年度の費用総額（１年間）**を記入のうえ、**預金通帳又は領収書の写しなど費用総額を証する書類と、お客様番号等の確認できる明細書の写し、契約番号がわかる書類の写しを添付**してください。なお、**使用場所が不明な電気・水道・ガス料金について、県では支払うことができません。**

【（３）県徴収への移行の意思決定が確認できる書面】①②のいずれか

○①自治会加入率 100%の自治会の場合、以下ア、イのいずれか

ア　県徴収を希望する旨を自治会等で決議し 3/4 以上の同意の総会決議を確認できる書面（議事録の写し等）と自治会加入率 100%が分かる書類（自治会名簿など）の添付

イ　入居全世帯のうち、3/4 以上の世帯の同意が必要です。**同意に係る書面の様式は第１号様式別紙２**（参考様式）や**自治会総会で賛成世帯数を記載した議事録**

○②自治会の無い団地や自治会加入率が 100%未満の団地の場合

申請には**申請年度 10/１日時点における入居全世帯のうち、3/4 以上の世帯の同意が必要**です。**同意に係る書面の様式は第１号様式別紙２**（参考様式）や**自治会総会で賛成世帯数を記載した議事録**が必要です。

○提出先

〒５０３－０８０７
岐阜県大垣市今宿６－５２－１８　ワークショップ２４　６階
岐阜県住宅供給公社管理課　　Tel：０５８４－８１－８５０３
（管理事務所に常駐する監理員への提出も可）

○受付期間

各年度１０月３１日まで（令和８年度のみ１２月２８日）
※郵送の場合、上記期日の必着とします。

【問い合わせ先】

（申請や支払いに関すること）・・・岐阜県住宅供給公社管理課
所在地：岐阜県大垣市今宿６－５２－１８　ワークショップ２４　６階
電　話：０５８４－８１－８５０３
ＦＡＸ：０５８４－８１－８５０６

（制度に関すること）・・・岐阜県都市建築部住宅課
所在地：岐阜市薮田南２－１－１
電　話：０５８－２７２－１１１１（内：４８３８）
ＦＡＸ：０５８－２７８－２７８３

【よくあるご質問】

Ｑ１ 徴収はいつから開始するのですか？
Ａ１　令和９年度から開始します。

Ｑ２ 令和８年度に申し込まないと制度利用できないのですか？
Ａ２　制度は毎年度お申し込みいただけます。令和９年度から利用を希望する場合は令和８年12月28日までにお申し込みください。

Ｑ３　共益費の徴収は、県が必ず徴収するものなのですか？
Ａ３　共益費の関係は、自治会や共益費管理組合等で行うものですが、徴収が困難な団地は、**申請に基づいて**自治会や共益費管理組合等に**県が代って徴収**するものです。
希望されない団地については、**今までどおり**自治会や共益費管理組合等で徴収・支払いをお願いします。（特に申請も必要ありません）

Ｑ４　令和10年度以降に利用開始する場合は、いつまでに申し込めばいいですか？
Ａ４　申請を希望される団地は、公社へ前年度の10月末までに申請書と必要な書類を添えて、提出する必要があります。その際には、申請の前年度の領収書などの証拠書類が必要となります。
例：令和10年度から徴収の場合、令和９年10月末までに令和８年度の領収書や引落の経費が分かる書類などの証拠書類が必要となります。

Ｑ５　制度利用（県の共益費直接徴収）を中止するときは？
Ａ５　開始時と同様に、公社へ前年度の10月末までに開始と同様に中止申請手続を完了する必要があります。中止にあたって、以下の書類を添付する必要があります。
① 自治会がある団地で自治会加入率100％の場合、次のア、イのいずれか
ア：3/4以上の同意の総会決議
イ：全世帯の3/4以上の同意を証する書類（同意の署名又は自治会総会で賛成数を記載した議事録）
② 自治会の無い団地や自治会加入率が100％未満の団地の場合
・全世帯の3/4以上の同意を証する書類
（同意の署名又は自治会総会で賛成数を記載した議事録）

Ｑ６　県が徴収する共益費の範囲は？
Ａ６　共用部分の電気料金、ガス料金、水道料金です。

Ｑ７ 光熱水費以外は共益費の徴収を行っていただけないのですか？
Ａ７　全県営住宅の共益費で光熱水費が支払われており、また、共益費の大部分を光熱水費が占めており、集金や管理に多大な住民負担となっているため、光熱水費の徴収としています。
光熱水費以外の費用は、引き続き自治会等で集金・支払いをお願いします。

Ｑ８ 住棟によって金額は変わりますか？
Ａ８　原則として団地内は一律としますが、エレベーター有無の住棟が混在する団地から

申請がある場合は電気使用量が大きく異なりますので、エレベーターの有無により金額が異なります。

Ｑ９ 制度の利用に反対した人は払わなくていいのですか？

Ａ９　県による共益費の徴収にあたっては、入居世帯の４分の３以上の同意を受けた団地の総意としての申請が前提となります。

　そのため、適切な申請があった場合は、個人の希望の有無に関わらず、団地入居世帯全員に対して、県が共益費の徴収を行います。

Q10 共用部の代行管理を請け負う業者を指定できますか？

A10　制度を利用する場合、共益費徴収の実施は公社が行います。

Q11　共益費の支払い方法はどうなりますか？

A11　家賃と合わせてお支払いいただきます。なお、家賃を口座振替としている場合は、口座振替により引き落としとなります。

Q12　共益費未納者の過去の滞納分を県で徴収してもらえますか？

A12　共益費未納者の過去の滞納分について、制度利用開始前は、契約に基づく県への支払い義務が発生していないため、県で徴収することはできません。

Q13　県が徴収する場合の共益費の未納対応は？

A13　納付指導や未納対応等は、県と公社が連携して家賃と同様に行います。

Q14　年度途中で入居した場合はどうなりますか？

A14　家賃に加算して共益費も請求させていただきます。また、日割り計算となります。

Q15　年度途中で退去した場合は？

A15　家賃に加算して徴収する方式なので、退去後には請求しません。

Q16　県での共益費の徴収を希望する場合、同意の徴収方法は？

A16

① 自治会がある団地で自治会加入率100％の場合、次のア、イのいずれか

ア：3/4以上の同意の総会決議

イ：全世帯の3/4以上の同意を証する書類（同意の署名又は自治会総会で賛成数を記載した議事録）

②自治会の無い団地や自治会加入率が100％未満の団地の場合

・全世帯の3/4以上の同意を証する書類

（同意の署名又は自治会総会で賛成数を記載した議事録）

※全世帯の 3/4 以上の同意の場合は、署名方式でも自治会総会で賛成世帯数を記載いただいた議事録でも構いません。

Q17　県が徴収する金額よりも実際に経費が多い場合は、追加徴収されますか。また、実際に経費が少ない場合は還付されますか。

A17　いずれのケースの場合も徴収した年度の翌々年度で調整することになります。（過不

足分を翌々年度の共益費に増額もしくは減額します。）

Q18　住宅内で複数の自治会がある場合、徴収希望申請書は自治会単位で、それぞれ提出するのか。

A18　あくまで団地単位の申請のため、団地で代表者を決めるか連名での申請になります。

Q19　住宅内で自治会がない住棟の申請は、どのように提出するのか。

A19　あくまで団地単位の申請のため、団地で代表者を決めての申請になります。

Q20　共益費の会計で繰越金があるが、どうなるのか

A20　県徴収前のものは未納・繰越を含めて、県で徴収や受入することはできません。

Q21　電気代に係る収入があるが、どうすればいいのか

A21　光ファイバー事業者等からの収入がある場合には、県が収入し、光熱水費からその分を減じて、共益費を計算することになります。